

ビタミンM No.45

～ 1枚5分で1ヶ月の経営に効く ～ (平成28年2月号)

＜今月のトピックス＞

- ・ 労働関連法の改正案について
- ・ 介護施設、医療機関等におけるマイナンバーの取扱い



労働関連法の改正案について

ビタミンMの“M”とは、“Management”を指し、“お客様の経営に効く”“お客様に活力を与える”存在でありたいとの願いが込められています

今通常国会において提出が予定されている、雇用保険法等の一部を改正する法律案が、厚生労働省の労働政策審議会において議論されております。主な項目は以下の通りですが、今後の動向が注目されます。

雇用保険の適用対象の拡大等(雇用保険法)

65歳に達した日以後に新たに雇用される者について雇用保険の適用の対象とし、**65歳以上の被保険者を高年齢被保険者**とすること。

高年齢被保険者に対する失業等給付の支給(雇用保険法)

高年齢被保険者が失業した場合には、**高年齢求職者給付金を支給するもの**とすること。

高年齢被保険者について、**育児休業給付金及び介護休業給付金の支給対象**とすること。



育児休業の改正(育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律)

1歳に満たない子についてする育児休業について、期間を定めて雇用される者にあつては、**次のいずれにも該当するものに限り**、その事業主に育児休業の申出をすることができるものとすること。

(1) 当該事業主に**引き続き雇用された期間が1年以上**である者

(2) その養育する子が**1歳6ヶ月に達する日まで**に、その労働契約(労働契約が更新する場合にあつては、更新後のもの)が**満了することが明らかでない者**



介護施設、医療機関等におけるマイナンバーの取扱いについて

今年1月からマイナンバー制度が始まりましたが、介護施設などを住所にしている利用者のマイナンバーは施設で保管して良いのでしょうか？  ①	通知カードや個人番号カード、その他マイナンバーが記載された書類については、利用者本人、家族や成年後見人等の代理人が保管することが基本ですが、心身の機能や判断能力の低下等により、利用者本人による保管が困難で、かつ家族や成年後見人等の代理人がいない場合などは施設等で保管して差し支えないことになっています。  ②	保管する場合に、留意する点はどんなことでしょうか？  ③
・可能な限り、保管を委託することについて、利用者本人の意思を確認することになっていきます。 ・また、現時点で利用者本人が保管している場合であっても、将来保管が困難になる場合に備え、あらかじめ利用者本人の意思を確認しておくことが望ましいこととされています。  ④	マイナンバーが必要な介護保険等に関する手続きを利用者本人に代わって施設の職員などが行う場合もありますよね？  ⑤	利用者本人の心身の機能や判断能力の著しい低下等により、本人による申請等はおろか、代理人に申請等を依頼することも含めて困難な場合があります。 その場合は、施設の職員等が代理で行うことが想定されますが、申請書等にはマイナンバーを記載せず、従来通りの申請等を行うこととなります。  ⑥

ビタミンMの内容に関しては、分かりやすく簡潔に表現することを心掛けておりますので、情報のすべてを正確に表すことができない場合があります。このような場合において、内容が不正確であったこと及び誤植があったことによる生じたいかなる損害に対しても、当事務所は一切の責任を負いません。また、ビタミンMの内容は、作成日現在において有効な情報です。制度や法律は変更されますので、ご利用日時点での内容を官公庁等にご確認ください。

お知らせ 「ビタミンM」メール配信サービスを始めました！「kcr@nkgr.co.jp」に＜事業所名・お名前・メール配信希望＞をご記入の上、メールをお送りください。毎月、労務に関する最新情報をお届けいたします。

お気軽に
ご質問・ご相談ください



社会保険労務士法人 日本経営
〒561-8510
大阪府豊中市寺内2-13-3日本経営ビル
発行責任者：社会保険労務士 岩田健

TEL: 06-6868-1193
FAX: 06-6862-4662
Mail: kcr@nkgr.co.jp

作成日: H28.1.20
NK-GROUP
イラスト協力: WANPUG